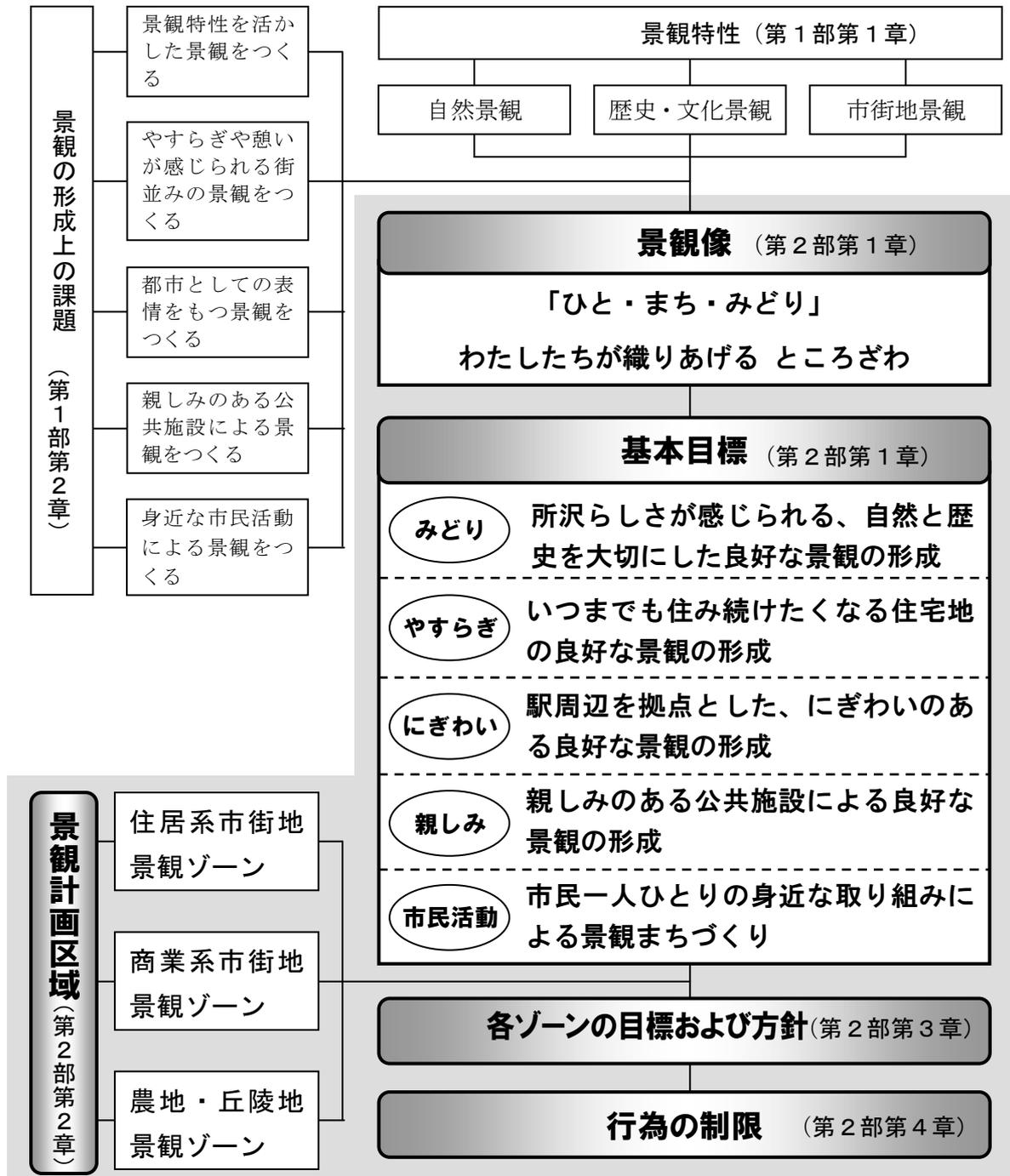


第2部 良好な景観を形成するための計画

とことこ

わたしたちが「ところざわ」を「とことこ」歩いて、いろいろな「ところ」で見られる、所沢らしさを表しています。

景観像から行為の制限までの流れ



第1章 景観像等

景観の特性や課題を踏まえ、所沢らしい良好な景観の形成を進めるための目指すべき景観像、基本目標およびキーワードを定めます。

1 景観像

「ひと・まち・みどり」わたしたちが織りあげる ところざわ

「ひと」「まち」「みどり」を「糸」として、
わたし一人から、わたしたちの所沢らしい良好な景観（織物）を
織りあげていきます。



2 基本目標

所沢らしさを感じられる、自然と歴史を大切にした良好な景観の形成

みどりおよび歴史・文化的資源を身近な市民共有の資産として感じられるよう継承し、活かし、新たにつくり出していくことを目指します。

キーワード『みどり』

いつまでも住み続けたい住宅地の良好な景観の形成

周辺環境と調和し、やすらぎや憩いを感じられ、いつまでも住み続けたい住宅地の景観の形成を目指します。

キーワード『やすらぎ』

駅周辺を拠点とした、にぎわいのある良好な景観の形成

駅周辺を拠点として、周辺地域との連続性や一体性により、魅力とにぎわいのある商業地の景観の形成を目指します。

キーワード『にぎわい』

親しみのある公共施設による良好な景観の形成

市民にとって身近なシンボルとして親しみが感じられるとともに、周辺施設の景観的な質の向上を促す公共施設の景観の形成と維持を目指します。

キーワード『親しみ』

市民一人ひとりの身近な取り組みによる景観まちづくり

市民一人ひとりが身近で取り組みやすい景観まちづくりの展開と連携を目指します。

キーワード『市民活動』

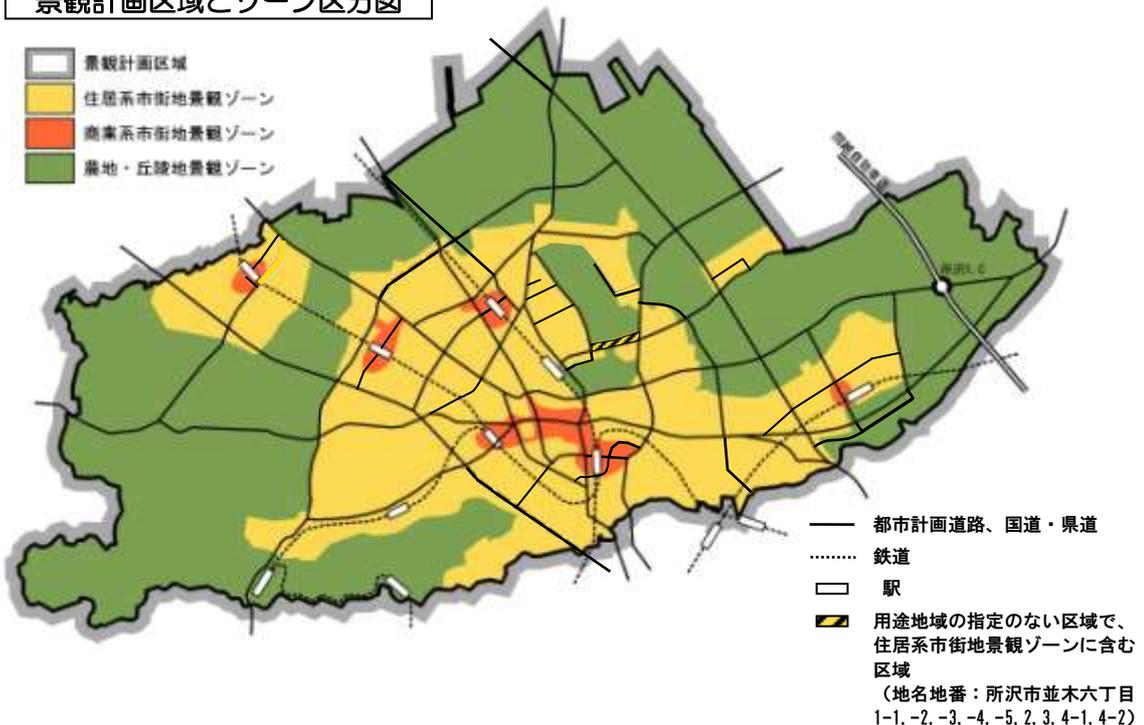
第2章 景観計画区域

所沢らしい良好な景観の形成を総合的に進めるため、景観計画区域は所沢市全域とします。

また、景観特性等により、3つの景観ゾーンに区分します。

ゾーン区分	ゾーンの特性	ゾーンの設定	主な土地利用
住居系市街地 景観ゾーン	市街地の大部分を占める住宅地	用途地域の指定のある区域（商業系市街地景観ゾーンを除き、一部に用途地域の指定のない区域を含む。）	・低層住宅、中高層住宅 ・行政・文化施設 ・商業系建築物、流通・工業系建築物
商業系市街地 景観ゾーン	主要駅周辺の生活の拠点となる商業地	所沢駅周辺の中心市街地ならびに西所沢駅、新所沢駅、小手指駅、狭山湖丘駅および東所沢駅周辺における商業系用途地域（商業地域・近隣商業地域）の区域	・中心市街地の商業・業務系建築物、低層住宅、中高層住宅、寺社 ・各駅周辺地区の商業系建築物、低層住宅、中高層住宅
農地・丘陵地 景観ゾーン	市街地の周辺に広がる農地および丘陵地	用途地域の指定のない区域（一部を除く。）	・農地、集落 ・狭山湖、丘陵地 ・低層住宅 ・商業系建築物、流通・工業系建築物

景観計画区域とゾーン区分図



第3章 各ゾーンの目標および方針

所沢らしい良好な景観の形成を進めるため、3つの景観ゾーンごとにそれぞれの目標および方針を定めます。

住居系市街地景観ゾーン

ゾーンの目標

周辺環境と調和し、まとまりのある街並みにより、やすらぎや憩いを感じられる住居系市街地の景観の形成

ゾーンの方針

○みどりと調和し、やすらぎや憩いを感じられる住宅地の景観の形成

- 敷地内にみどりを設け、やすらぎや憩いを感じられる住宅地の景観の形成を進める。
- みどりと調和し、街並みにまとまりを感じられる住宅地の景観の形成を進める。
- 住宅地との調和に配慮した商業系建築物、流通・工業系建築物の景観の形成を進める。

○地域の特性に応じた住宅地の景観の形成

- 行政・文化施設の建ち並び並木地区は、落ち着いた憩いを感じられる街並みの景観の形成を進める。
- 丘陵等の住宅地は、地域の特性に配慮した景観の形成を進める。

○地域と調和した幹線道路沿いの景観の形成

- 街路樹との調和に配慮した沿道の景観の形成を進める。
- 商業系建築物、流通・工業系建築物は、周辺地域と調和した秩序ある沿道の景観の形成を進める。

○柳瀬川、東川および砂川堀の魅力ある河川沿いの景観の形成

- 地形を保全・活用し、みどりが連続する魅力的な河川沿いの景観の形成を進める。

○周辺環境と調和した住宅地の色彩による景観の形成

- 周辺環境と調和した住宅地にふさわしい、落ち着きある色彩による景観の形成を進める。

商業系市街地景観ゾーン

ゾーンの目標

生活の拠点としての魅力とにぎわいのある、快適な商業系市街地の景観の形成

ゾーンの方針

○秩序ある快適な商業地の景観の形成

- 道路と建築物の間にゆとりを設け、快適で安全な歩行者空間による景観の形成を進める。
- 街並みの一体感やにぎわいの連続性による商業地の景観の形成を進める。
- 建築物や屋外広告物等が周辺地域と調和の取れた景観の形成を進める。

○地域の特性に応じた生活の拠点としての景観の形成

- 中心市街地は、歴史・文化的資源や地形を活用し、にぎわいのある景観の形成を進める。
- 各駅周辺は、商業・業務等の施設の立地する個性的な表情とにぎわいのある拠点の景観の形成を進める。特に所沢駅周辺は、市の表玄関にふさわしい魅力と活力あふれる拠点としての景観の形成を進める。

○秩序とにぎわいのある幹線道路沿いの景観の形成

- ゆとりとにぎわいのある、快適な沿道の景観の形成を進める。

○商業地の魅力をつくる東川沿いの景観の形成

- 商業地のうるおい空間として、魅力ある河川沿いの景観の形成を進める。

○商業地にふさわしい色彩による景観の形成

- 商業地らしいにぎわいや洗練さが感じられる色彩による景観の形成を進める。

農地・丘陵地景観ゾーン

ゾーンの目標

みどりや地形等の保全・活用を図った農地・丘陵地の景観の形成

ゾーンの方針

○みどりを保全した農地・丘陵地の景観の形成

- 狭山丘陵の地形や樹林、河川沿いの段丘や斜面林などを保全した景観の形成を進める。
- 城跡や古戦場などの歴史的景観資源を核に、みどりや地形を保全した景観の形成を進める。

○地域の特性に応じてみどりを活用した農地・丘陵地の景観の形成

- 建築物や工作物と地域のみどりの連続性や調和に配慮した景観の形成を進める。
- 一団の住宅地では、周辺のみどりと調和した景観の形成を進める。
- みどりとの調和に配慮した商業系建築物、流通・工業系建築物の景観の形成を進める。

○地域の環境と調和した幹線道路沿いの景観の形成

- みどりと調和した沿道の景観の形成を進める。
- 商業系建築物、流通・工業系建築物は、周辺地域や道路と調和させ、みどり豊かで快適な沿道の景観の形成を進める。

○柳瀬川、東川および砂川堀の魅力ある河川沿いの景観の形成

- 河川沿いにみどりが連続する景観の形成を進める。

○みどりが美しく映える色彩による景観の形成

- やすらぎが感じられ、みどりが映える色彩による景観の形成を進める。

第4章 行為の制限

所沢らしい良好な景観の形成を進めるため、景観形成基準を定め、景観の形成の誘導を行います。また、一定規模以上の建築物の建築等または工作物の建設等の行為を行う者に対し、届出による規制を行います。

1 対象行為

(1) 届出対象行為

届出の対象となる行為の種別および規模を次のとおり定めます。

行為の種別		行為の規模
建築物の建築等	・ 建築物の新築、増築、改築または移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが10mを超えるもの ・ 敷地の面積が500㎡以上のもの（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあっては、その敷地の面積の合計）
	・ 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更であって、当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超えるもの	
工作物の建設等	・ 工作物の新設、増築、改築または移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが10mを超えるもの
	・ 工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更であって、当該工作物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超えるもの	

(2) 届出の有無による制限の考え方

	景観形成基準 (第4章2)
届出対象行為	適合させる
届出対象行為以外の行為	適合に努める

2 景観形成基準

(1) 建築物の配慮事項

住居系市街地景観ゾーンの配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源 [※] と調和させる。 <input type="checkbox"/> 壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。
形態意匠	外壁・屋根等 <input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。 <input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、周辺の街並みやみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 屋根または軒の高さは、周辺の街並みとの連続性をつくる。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
	屋外設備等 <input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
	外構・植栽 <input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。 <input type="checkbox"/> 流通・工業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。
	屋外広告物 <input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
	照明 <input type="checkbox"/> 外壁・屋根等に付属する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
	色彩 <input type="checkbox"/> 周辺の建築物等の色彩を考慮し、街並みやみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 主要な部分は、暖色系の低彩度の色彩を基本とし、みどり豊かな住宅地に調和し、穏やかで落ち着いた感じられる色彩とする。 <input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。 <input type="checkbox"/> 商業系建築物、流通・工業系建築物の基調色は、彩度（鮮やかさ）を抑える。

※とことこ景観資源

所沢らしい良好な景観の形成に資する建築物、工作物、樹木、樹林地、街路樹、公共施設、眺望、市民活動等または文化財や巨樹・巨木について、市長が指定したもの（P38、39）

商業系市街地景観ゾーンの配慮事項		
配置	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。 <input type="checkbox"/> 壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物は、敷地に植栽を設けて圧迫感を抑える。 	
形態 意匠	外壁・屋根等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。 <input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、周辺の街並みと調和させる。 <input type="checkbox"/> 駅周辺や幹線道路沿いの建築物は、道路との間に間隔を設け、低層部は、それぞれの用途に応じたにぎわいの演出を行う。 <input type="checkbox"/> 屋根または軒の高さは、周辺の街並みとの連続性をつくる。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
	外構・植栽	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交差点に面する部分は、街角を特徴付け、にぎわいを生み出す工夫をする。 <input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外壁・屋根等に付属する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺の建築物等の色彩を考慮し、街並みと調和させる。 <input type="checkbox"/> 主要な部分は、暖色系の低彩度の色彩を基本とし、商業地らしいにぎわいや活気が感じられる色彩とする。 <input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。

農地・丘陵地景観ゾーンの配慮事項		
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。 <input type="checkbox"/> 現状の地形を活かした土地利用に努め、造成による地形の変更は最小限にとどめる。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。	
形態 意匠	外壁・屋根等	<input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。 <input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、周辺のみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 屋根または軒の高さは、周辺の街並みやみどりと連続性をつくる。
	屋外設備等	<input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
	外構・植栽	<input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。 <input type="checkbox"/> 流通・工業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。
	屋外広告物	<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
	照明	<input type="checkbox"/> 外壁・屋根等に付属する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<input type="checkbox"/> みどり等の景観資源が美しく映えるよう、穏やかな安らぎの感じられる色彩とする。 <input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。 <input type="checkbox"/> 主要な部分は、極端な高明度および低明度の色彩の使用を避け、周囲のみどりに調和させる。 <input type="checkbox"/> 商業系建築物、流通・工業系建築物の基調色は、彩度（鮮やかさ）を抑える。	

(2) 工作物の配慮事項（各ゾーン共通）

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。 <input type="checkbox"/> 現状の地形を活かした土地利用に努め、造成による地形の変更は最小限にとどめる。 <input type="checkbox"/> 敷地の外周部には緩衝緑地を設ける。
素材・形態	<input type="checkbox"/> 形態および高さは、周辺の街並みやみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 外観は、デザインによる分節化を図り、単調にならないようにする。 <input type="checkbox"/> 外観を構成する素材および色彩等は、周辺の街並みやみどりと調和させる。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	<input type="checkbox"/> 付属する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<input type="checkbox"/> 「(1)建築物の配慮事項」の各ゾーンの色彩欄に準じた色彩とする。
緑化	<input type="checkbox"/> 敷地内の緑化をする。

（詳細は「所沢市景観形成基準の手引き」を参照）

(3) 建築物および工作物の色彩基準（勧告および変更命令基準）

色を客観的・具体的に示す方法として、JIS Z 8721（マンセル表色系）を採用し基準を定めます。届出対象行為が色彩基準に適合しない場合は、勧告または変更命令の対象となります。

外壁等の色彩（基調色・補助色・強調色）

建築物の外壁および工作物の外装（以下「外壁等」といいます。）の色彩（着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を除く。）を色彩基準の表のとおりとする。

外壁等の色面積比の考え方

○基調色

外壁等の各面の4/5以上は、基調色の基準に適合した色彩とする。

○補助色

外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の1/5以下で、補助色の基準に適合した色彩とする。

○強調色

外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の1/20以下で、強調色を使用することができる。ただし、補助色との合計面積は、1/5以下とする。

屋根の色彩

建築物の屋根の色彩（陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。）を色彩基準の表のとおりとする。

住居系市街地景観ゾーンの色彩基準				
項目	色相	明度	彩度	
外壁等	基調色	赤系、黄赤系 OR (10RP) ~5.0YR <small>(5.0YRは含まない)</small>	4以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		黄系 5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
		黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系 その他	4以上8.5未満の場合	2以下
			8.5以上の場合	1以下
	補助色	赤系、黄赤系 OR (10RP) ~5.0YR <small>(5.0YRは含まない)</small>	3以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		黄系 5.0YR~5.0Y	3以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系 その他	3以上8.5未満の場合	2以下		
	8.5以上の場合	1以下		
強調色	自由			
屋根	黄赤系、黄系 0YR (10R) ~5.0Y	6以下	3以下	
	黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系、赤系 その他		1以下	

商業系市街地景観ゾーンの色彩基準				
項目	色相	明度	彩度	
外壁等	基調色	赤系、黄赤系 OR (10RP) ~5.0YR <small>(5.0YRは含まない)</small>	4以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		黄系 5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
	黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系 その他	4以上8.5未満の場合	2以下	
		8.5以上の場合	1以下	
	補助色	自由		
強調色	自由			
屋根	黄赤系、黄系 0YR (10R) ~5.0Y	8以下	3以下	
	黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系、赤系 その他		1以下	

農地・丘陵地景観ゾーンの色彩基準				
項目	色相	明度	彩度	
外壁等	基調色	赤系、黄赤系、黄系 OR (10RP) ~5.0Y	4以上8.5以下	3以下
		黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系 その他	4以上8.5以下	2以下
	補助色	赤系、黄赤系 OR (10RP) ~5.0YR <small>(5.0YRは含まない)</small>	3以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		黄系 5.0YR~5.0Y	3以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
	黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系 その他	3以上8.5未満の場合	2以下	
8.5以上の場合		1以下		
強調色	自由			
屋根	黄赤系、黄系 0YR (10R) ~5.0Y	6以下	3以下	
	黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系、赤系 その他		1以下	

(詳細は「所沢市景観形成基準の手引き」を参照)

第5章 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

将来にわたり継承すべき良好な景観を有し、所沢市の目指すべき景観像の実現に寄与する建造物を、市長は、所沢市景観審議会^{*}の意見を聴き、景観重要建造物として、指定することができます。（敷地や建造物周辺の工作物等も指定の対象とします。重要文化財等に指定されているものは除きます。）

なお、指定にあたっては、「とことこ景観建造物」の指定を受けたもののなかから、（2）運用基準に該当するものとします。

（1）とことこ景観建造物

景観重要建造物の制度の円滑な運用を図るため、とことこ景観資源のなかに、とことこ景観建造物として、位置付けされたものです。

（P 3 8、3 9）

（2）運用基準

- 地域のシンボルとなっているもの
- 道路その他の公共の場所から容易に見られるもの
- 基本的に建造物の所有者が同意したもの

2 景観重要樹木の指定の方針

将来にわたり継承すべき良好な景観を有し、所沢市の目指すべき景観像の実現に寄与する樹木を、市長は、所沢市景観審議会の意見を聴き、景観重要樹木として、指定することができます。

なお、指定にあたっては、「とことこ景観樹木」の指定を受けたもののなかから、（2）運用基準に該当するものとします。

（1）とことこ景観樹木

景観重要樹木の制度の円滑な運用を図るため、とことこ景観資源のなかに、とことこ景観樹木として、位置付けされたものです。

（P 3 8、3 9）

（2）運用基準

- 地域のシンボルとなっているもの
- 道路その他の公共の場所から容易に見られるもの
- 基本的に樹木の所有者が同意したもの

※所沢市景観審議会

市長の諮問に応じて良好な景観の形成に関する事項について調査審議する機関

（P 4 1）

第6章 屋外広告物に関する方針

広告板、広告塔、はり紙、立看板等の屋外広告物は、人々の身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちににぎわいや活力をもたらし、商業活動にとって欠かせないものです。

しかし、屋外広告物は、商業活動等に伴って無秩序に氾濫するおそれがあり、まちの景観に大きな影響を与えるものといえます。

そのため、屋外広告物の表示または設置にあたっては、まちの持つ美しさを維持しつつ、地域にあった良好な景観の形成を推進するために、「屋外広告物法」およびそれに基づく条例による適切な誘導を行います。

第7章 公共施設の整備および管理に関する方針

1 公共施設に関する方針

道路、河川、公園、小・中学校および公民館等の建築物を含む公共施設は、地域の景観におけるシンボルや背景となるなど景観を構成する主要な要素の一つといえることから、親しみのある良好な景観の形成に資するよう、整備および適切な管理に努めます。

(1) 街路樹の管理の方針

街路樹は、景観を構成する主要な要素の一つといえます。そのため、地域の景観のシンボルとして、市民の生活に親しみを与え、良好な景観の形成に資するよう、地域との調和を図る街路樹の適切な管理に取り組みます。

(2) 公共案内の設置等の方針

公共案内は、ユニバーサルデザインに基づくとともに、利用者が使いやすく、親しみがもてるように、地域の景観と調和した表示や設置方法等の整備および適切な管理に努めます。

2 景観重要公共施設に関する方針

次に掲げる特定公共施設のうち、所沢らしい良好な景観の形成上、特に重要な施設を、景観重要公共施設に位置付け、その整備に関する事項を定めます。

また、対象施設は、とことこ景観資源の指定を受け、所沢市景観審議会の意見を聴いたものについて、当該施設管理者との協議・同意に基づき本計画に位置付けます。

<特定公共施設>

- 道路法による道路
- 河川法による河川
- 都市公園法による都市公園
- 自然公園法による公園事業に係る施設
- その他景観法施行令で定める公共施設（下水道、市民緑地等）

第8章 市民活動に関する事項

市民一人ひとりが、庭先や玄関先での花づくりなど、身近なところから景観まちづくりを行うことが、所沢らしい良好な景観を形成する第一歩となります。さらに仲間をつくって景観まちづくりを広め、地域にふさわしい良好な景観を守り、創り、育てることにより、市民・団体が主体の景観まちづくりを進めます。

景観市民活動クラブの創設

市民・団体は、お互いに連携しながら景観まちづくりを行うための組織として、景観市民活動クラブを結成することができます。（P35－37）

景観資源候補登録事業

市長は、所沢らしい良好な景観の形成につながる建築物、工作物、樹木、樹林地、街路樹、公共施設、眺望または市民活動等を景観資源候補として、登録します。（P38、39）

とことこ景観資源指定事業

市長は、景観資源候補のなかから、所沢らしい良好な景観の形成に資するもの、文化財または巨樹・巨木をとことこ景観資源として、指定します。（P38、39）

とことこ景観賞表彰事業

市長は、とことこ景観資源として指定されたもののうち、特に所沢らしい良好な景観の形成に資するものを、とことこ景観賞として、表彰します。（P38、39）

<参考>

「風景（景観）認識の5段階論」

- 第1段階 一風景（景観）に関心がない、意識的な目で見えていない、無関心の段階
- 第2段階 一風景（景観）が、当たり前ではないものとして意識される、気づきの段階
- 第3段階 一風景（景観）を第三者の評価等により、その価値が理解されていく段階
- 第4段階 一風景（景観）を「わたしのもの」として感じて主張する段階
- 第5段階 一風景（景観）を「わたしたちのもの」として、市民が他へ広めていく段階

出典：「西村幸夫風景論ノート」（西村幸夫 著、鹿島出版会）